

令和 8 年第 3 回定例市議会追加提出議案

(9 月 1 0 日提出)

藤 井 寺 市

議案第 4 4 号

令和 8 年度一般会計補正予算（第 3 号）

大阪府藤井寺市

令和 8 年度藤井寺市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 8 年度藤井寺市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 7 5 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 9, 8 3 8, 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 8 年 9 月 1 0 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

1 歳 入

[illegible]

2 歳 出

(単位：千円)

[illegible]

第2表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補 正 前								補 正 後							
	限度額	起債の方法	利率	資金の 区 分	償還 期限	内据置 期 間	償還の方法	そ の 他	限度額	起債の 方 法	利率	資金の 区 分	償還 期限	内据置 期 間	償還の 方 法	その他
公営住宅建設事業	千円 4,000	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 (但し、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び 地方公共団体金融機構 資金について、利率の見 直しを行った後において は、当該見直し後の利率)	政 府 その他	25年 以内	3年 以内	年賦又は半年賦元 利均等、元金均等 又は当初の借入額 の3%以上を半年賦 ごとに償還	左記の条件の範囲内において借入先 に融通条件がある場合その条件に従 うことができる。但し、財政の都合により 償還期限及び据置期間を短縮し、若 しくは繰上償還又は低利に借換えす ることができる。	千円 5,700	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
計	4,000								5,700							

1 総括
(歳入)

(歳入)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 18 繰入金
(項) 1 基金繰入金

款	項	目	名 称	補正前の額	補 正 額	計
18			繰 入 金	1,381,969	50	1,382,019
	1		基金繰入金	1,381,969	50	1,382,019
		1	財政調整基金繰入金	822,903	50	822,953
21			市 債	313,300	1,700	315,000
	1		市 債	313,300	1,700	315,000
		3	土 木 債	205,800	1,700	207,500
			歳 入 合 計	29,836,250	1,750	29,838,000

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	50	財政調整基金繰入金 50
3 住宅管理債	1,700	公営住宅建設事業債 1,700

3 歳 出

(款) 7 土 木 費
(項) 5 住 宅 費

款	項	目	名 称	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
7			土 木 費	1,056,168	1,750	1,057,918	1,700	50
	5		住 宅 費	4,100	1,750	5,850	1,700	50
		1	住宅管理費	4,100	1,750	5,850	地方債 1,700	50
			歳 出 合 計	29,836,250	1,750	29,838,000	1,700	50

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
14 工事請負費	1,750	(都市デザイン課) 工事請負費 1,750	